

縦断調査の充実に関する検討会  
最終とりまとめ（案）

平成 22 年 月 日

# 目 次

I	これまでの経緯	-----	1
1	縦断調査の充実に関する検討会の設置	-----	1
2	中間とりまとめ	-----	1
3	縦断調査をめぐる動き	-----	1
II	21世紀成年者縦断調査に新たに追加する「若年層コーホート」	----	3
1	追加する必要性	-----	3
2	抽出対象とする年齢	-----	3
3	抽出規模	-----	5
4	調査事項	-----	5
5	実施時期等	-----	6
III	21世紀出生児縦断調査における学齢期到達児童に関する調査事項等		7
1	本人調査及び保護者調査について	-----	7
2	今後の質問事項について	-----	7
IV	今後の検討課題	-----	8
参考1	縦断調査の充実に関する検討会 要綱及び構成員名簿	-----	9
参考2	縦断調査の充実に関する検討会 開催実績	-----	10
別 掲	縦断調査の充実に関する検討会 中間とりまとめ(平成21年7月9日)		

# I これまでの経緯

## 1 縦断調査の充実に関する検討会の設置

- 政府は、統計法第4条第1項の規定に基づき、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、基本計画は平成21年3月13日に閣議決定された。
- 基本計画において示された縦断調査において講ずるべき具体的施策を検討し、縦断調査を今後さらに充実・発展させていくため、平成21年3月に有識者からなる「縦断調査の充実に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置した。

## 2 中間とりまとめ

- 検討会では、基本計画において示された縦断調査において講ずるべき具体的施策を検討することとされたが、具体的施策のうち「新たな標本の追加」については、新規に予算を要求するなどの財政的措置が必要となることから優先的に検討を行い、中間的なとりまとめを行うこととした。
- 検討会は、第1回検討会を平成21年3月30日に開催し、以降、同年6月までに計4回開催し、その検討結果を「中間とりまとめ」として平成21年7月9日に公表した（別掲参照）。

## 3 縦断調査をめぐる動き

### (1) 21世紀出生児縦断調査におけるコーホートの追加

#### ア 21世紀出生児縦断調査におけるコーホートの追加

- 基本計画における「世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。」ことを受けて、世代による違いの検証等のため現在の縦断調査（以下「コーホート（A）」という。）に、新たな対象児（出生児）についての縦断調査（以下「コーホート（B）」という。）を追加し、コーホート（A）とコーホート（B）の比較において世代による違いを検証していくことについて中間とりまとめで記述したところである。これを受けて、平成22年度予算に所要額が確保された。

## イ 予定されているコーホート (B)

- 調査の対象として、平成22年5月10日から24日の15日間に出生したすべての子約4万人を対象とし、平成22年12月1日の調査日を予定しているとのことである。
- なお、中間とりまとめで述べたように、時代背景を異にする別の世代との比較対照を行うことによって、様々な要因がどのような影響を及ぼし、どのような結果が生じているか（世代効果、加齢効果、時代効果）を分析することが期待される。
- また、コーホート (A) とコーホート (B) を比較するためには、本人・家族の状況、本人・親の意識、本人の行動などを聞いた設問は基本的に変更しないことが重要であるが、社会環境の変化や制度変更などに合わせた調査設計の変更については、省内関係部局との調整や有識者の意見を参考の上設定されたい。

## (2) 21世紀成年者縦断調査及び中高年者縦断調査における調査方法の見直し

- 政府の行政刷新会議が平成22年度概算要求について事業仕分けを実施したところであるが、厚生労働大臣からは、行政刷新会議の事業仕分けとは別に概算要求のさらなる見直しを行い、事業仕分け的手法により概算要求額を削減するよう指示があり、事務次官をトップとする「平成22年度概算要求に向けた事業見直し等によるコスト削減プロジェクトチーム」において見直しが行われた。
- 見直しの結果、21世紀成年者縦断調査及び中高年者縦断調査については、経費の多くは、都道府県への委託費のうち調査員手当であるため、全数を直接郵送調査へ切り替えることとなった。
- 両調査はともに、調査開始以降回を追うごとに客体の脱落が進んでおり、直接郵送調査への切り替えは回収率の低下に拍車をかけるおそれがある。
- 調査実施部局は、今般の調査方法の見直しにより回収率が大幅に低下しないよう、必要な方策を検討してほしい。

## Ⅱ 21世紀成年者縦断調査に新たに追加する「若年層コーホート」

### 1 追加する必要性

- 本検討会の「中間とりまとめ」では、今後の方向として、次の観点から現行の21世紀成年者縦断調査を可能な限り長期間継続すべきであるとしている。
  - ・ 結婚、出産、子育て、女性の就業の状況を継続して観察すること
  - ・ 就業の実態、特に若年者における就業形態（正規及び非正規）の変化を把握すること
  - ・ 仕事の有無、就業形態の違い等雇用状況によって今後の結婚行動や出産行動に生じる変化を継続的に観察していくこと
  - ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、その実態把握や状況変化を把握すること
- しかし、21世紀成年者縦断調査では、客体の脱落とは別に客体の加齢に伴い、20歳代の若年層が減少、不在となっていく問題があり、少子化対策や若年者の雇用対策等に的確に対応していくためには、若年層を補うための新たなコーホートの追加が必要である。
- 新たなコーホートの追加により、少子化対策や若年者の雇用対策等各種厚生労働行政施策の効果検証を行うことも可能となると考えられる。

### 2 抽出対象とする年齢

- 新たなコーホートを追加するに当たっては、対象年齢をどこに設定して抽出するかという問題があるが、新たなコーホートの年齢構成については二つの考え方がある。
- 一点目は、21世紀成年者縦断調査及び中高年者縦断調査と同様に、異なった年齢の者で構成するもの（以下「A案」という。）、二点目は、21世紀出生児縦断調査と同様に、特定の同一年齢の者のみで構成するもの（以下「B案」という。）である。
- A案を採用する場合、対象年齢の上限及び下限をどこに設定するかという問題がある。

上限年齢及び下限年齢については、それぞれ次のような案が考えられる。

・ 上限年齢

①案 → 28歳

新たなコーホートを追加する時期として妥当であるとされた平成23年(2011年)時点で、21世紀成年者縦断調査の客体の最若年が29歳となるため、その1歳下の28歳を上限年齢とするもの

②案 → 下限年齢を起点に5歳分または10歳分

最初に下限年齢を決めて、それを起点に一定の年齢幅を設定するもの

下限年齢を20歳とした場合、年齢幅を5歳分とすれば上限年齢は24歳となる

・ 下限年齢

学校の卒業年齢等を考慮し設定

①案 → 16歳(中学校卒業)

②案 → 19歳(高等学校卒業)

③案 → 20歳(成人)

④案 → 23歳(大学卒業)

○ B案は、新たに追加するコーホートを同一年齢の者のみで構成するものであるが、その場合、何歳を対象とするかが問題となる。  
対象年齢は、次の2案が考えられる。

・ ①案 → 上記A案における下限年齢4案のいずれか

・ ②案 → ①案以外の特定の年齢を対象とするもの

○ 新たに追加するコーホートの年齢設定にはさまざまな考え方があるが、

・ 未婚から結婚、出産、子育てといったプロセスを観察していくべきであること

・ 対象年齢の幅を広くして追跡するよりも、客体の脱落の影響が多

少はあるものの年齢幅を絞るのも一つの考え方であること

- ・ 10代の場合、ほとんどの者がまだ結婚していない上に、大半が親と同居していることが想定され、調査事項に対してもあまり現実感を持たないと思われること
- ・ 現行の21世紀成年者縦断調査は下限年齢を20歳として開始しており、新たに追加するコーホートについてそれを変える必然性はないこと
- ・ 世代による違いの検証を行うために新たなコーホートを追加するものであり、B案のように同一年齢で固定した場合はまったく異質のものになること

を総合的に勘案した結果、抽出対象とする年齢は、20歳を下限年齢として年齢幅を10歳分、すなわち20歳から29歳とすることが妥当である。

なお、29歳については、21世紀成年者縦断調査の最若年客体と新たに追加するコーホートの最高齢客体が重複することとなるが、これまで複数回調査に回答している客体と新たに回答する客体の比較を行うために必要な措置であると言える。

### 3 抽出規模

- 現行の21世紀成年者縦断調査の客体抽出に当たっては、平成13年国民生活基礎調査（大規模調査）の調査地区を用いた。
- 新たなコーホートの追加に当たっては、21世紀成年者縦断調査とのデータ比較等を行うことを考慮し、抽出に用いる母集団の違いによる要因が標本に入ること避けるため、平成22年国民生活基礎調査（大規模調査）の調査地区から抽出する。
- 抽出する規模（人数）については、既存の縦断調査を参考にしつつ、客体の脱落を考慮し、平成22年国民生活基礎調査（大規模調査）の調査地区における追加対象年齢に該当する者について可能な限り多く客体とすべきである。

### 4 調査事項

- 基本計画では、世代による違いの検証等のため、21世紀成年者縦断

調査に新たな標本の追加等を検討することとされており、世代による違いは、結婚から出産、子育てといったプロセスの中で観察していくべきである。

- また、昨今の厳しい経済情勢の中で、若年者の雇用対策もさらにその重要性を増していることから、雇用と結婚、出産の関係についても、引き続き観察していくべきである。
- 基本的には、21世紀成年者縦断調査の調査事項を踏襲しつつ、必要に応じて新規項目（子ども手当に関する事項等）を追加していくことが妥当である。

## 5 実施時期等

- 新たなコーホートは、「中間とりまとめ」で述べているとおり、平成22年に実施される国民生活基礎調査（大規模調査）の翌年である平成23年（2011年）に追加することが妥当であり、調査実施部局には、所要の予算確保及び人員等の体制整備をお願いしたい。
- 上述のとおり、新たなコーホートの追加は平成22年国民生活基礎調査実施の1年後となるため、初回調査は調査員による対象者の把握、調査への協力依頼及び調査票の配付が必要である。ただし、調査票の回収は郵送を検討する。
- 新たなコーホートも21世紀成年者縦断調査と同様、客体の脱落が憂慮される。客体の負担感を軽減し、可能な限り脱落を防ぐ方策の一つとして、調査への協力を依頼する際にあらかじめ実施回数を説明し、客体の了解を得た上で実施する方法も検討の余地がある。

### Ⅲ 21世紀出生児縦断調査における学齢期到達児童に関する調査事項等

#### 1 本人調査及び保護者調査について

- 小学校高学年は保護者の管理・影響力が徐々に薄まり、子ども自身の精神的な自立を果たす思春期にさしかかかかる時期であることから、親に対する質問と対象児本人に対する質問を分けるなど、児童の心の問題、身体・精神的な発達について、健全育成の観点から設問事項を検討する必要がある。
- 具体的には、子どもの生活実態や意識について、家庭生活、学校生活、交友関係、将来の職業意識などを把握するとともに、同時に、同内容を保護者に質問することにより、保護者の思う子どもの意識及び行動と子ども自身の意識及び行動のズレなどについて把握する必要がある。
- なお、子どもの正直な回答を引き出すため、保護者と対象児に調査票を分けるとともに密封回収するなどの工夫について検討されたい。

#### 2 今後の質問事項について

- 小学校卒業までの調査事項はおよそ決まっているが、今後、関係部署等と調整の上、質問内容を設計する必要がある。
- また、中学生以降の調査事項については、思春期、多感な時期を迎えて、今後の人生において重要な時期であることを鑑み、その時点の時代背景等を踏まえた上で、従来の枠組みを大幅に変えるなど、調査設計の見直しを検討する必要がある。
- なお、中学受験や進学に係る負担について、学習塾や家庭教師等にかかる費用を経年的に把握することにより、母が就業する最大の理由は子どもの教育費のためと考えられていることなどについて、様々な検証が必要である。

#### IV 今後の検討課題

- 本検討会の「中間とりまとめ」では、最終とりまとめに向けて、検討を予定している事項として次の6項目を挙げていた。
  - ・ 就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析するために必要となる追加調査事項
  - ・ 出生児調査において学齢期に達した児童に関する調査事項等
  - ・ 成年者調査において新たに追加する若年層コーホートの対象年齢、抽出規模及び調査事項等
  - ・ 現行調査の回収率維持方策
  - ・ 脱落サンプル等の特性検証及び脱落による調査結果への影響
  - ・ 縦断調査データの二次利用
- 検討会の開催回数も限られており、これらの項目の中には必ずしも十分な検討時間が割けなかったものもあるが、調査実施部局においては引き続き検討を進めていただくとともに、有識者が参集する別の機会があればそこで議論したいと考える。
- 特に、21世紀成年者縦断調査及び中高年者縦断調査は、前述のとおり、全数が直接郵送調査へ切り替えられるため、回収率の低下が懸念される。調査実施部局においては、回収率の大幅な低下を防止する方策を検討してほしい。
- なお、縦断調査データの二次利用とも関連するが、これまで蓄積されてきた縦断調査データの分析方法の検討も重要な課題であり、この点も含め調査実施部局の取組をお願いしたい。

## 縦断調査の充実に関する検討会について

### 1 目的

平成21年3月13日閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、「世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する（平成21年度中に結論を得る）」こととされたことから、新たな標本の追加の方法やその時期と調査項目等に関して検討することを目的とする。

### 2 検討事項

- (1) 21世紀出生児縦断調査・21世紀成年者縦断調査の新たな標本の追加方法と標本の追加の時期等について
- (2) 新たな標本の調査項目について

### 3 構成員

別紙のとおり

### 4 運営等

- (1) 検討会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (2) 検討会に座長代理をおくことができる。  
座長代理は、座長が検討会の構成員から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (4) 検討会は、原則として公開するものとする。
- (5) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (6) 検討会は、統計情報部長が主催し、その庶務は統計情報部社会統計課縦断調査室において行う。

別 紙

#### 縦断調査の充実に関する検討会構成員

(50音順・敬称略 ○は座長)

- |        |   |
|--------|---|
| 阿藤 誠   | 早稲田大学人間科学学術院特任教授  |
| 今田 幸子  | 独立行政法人労働政策研究・研修機構特任研究員                                      |
| 柏女 霊峰  | 淑徳大学総合福祉学部教授  |
| 津谷 典子  | 慶應義塾大学経済学部教授  |
| ○ 廣松 毅 | 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授<br>(現 情報セキュリティ大学院大学<br>情報セキュリティ研究科教授) |

## 縦断調査の充実に関する検討会 開催実績

- 第1回 平成21年3月30日(月) 16時～  
(議題)  
・各縦断調査のこれまでと現状及び予定  
・本検討会の進め方
- 第2回 平成21年4月28日(火) 10時～  
(議題)  
・第1回検討会における論点確認  
・論点整理(第1回検討結果を受けて)
- 第3回 平成21年5月19日(火) 10時～  
(議題)  
・第2回検討会における論点確認  
・中間的なまとめに向けたスケルトンについて
- 第4回 平成21年6月16日(火) 16時～  
(議題)  
・中間とりまとめ(案)について
- 第5回 平成21年12月14日(月) 10時～  
(議題)  
・縦断調査をめぐる動きについて  
・新たに追加する「若年層コーホート」について  
・出生児調査における学齢期到達児童に関する調査事項について  
・就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係分析に必要となる追加調査事項
- 第6回 平成22年3月31日(水) 15時～  
(議題)  
・最終とりまとめ(案)について

別 掲

縦断調査の充実に関する検討会  
中間とりまとめ

平成21年7月9日

## 目 次

I	はじめに	-----	1
II	縦断調査について	-----	4
III	21世紀出生児縦断調査	-----	5
	1 調査の概要	-----	5
	2 現行調査の評価	-----	6
	3 今後の方向	-----	8
IV	21世紀成年者縦断調査	-----	11
	1 調査の概要	-----	11
	2 現行調査の評価	-----	12
	3 今後の方向	-----	14
V	今後の検討課題	-----	17
参考1	縦断調査の充実に関する検討会 要綱及び構成員名簿	-----	18
参考2	縦断調査の充実に関する検討会 開催実績	-----	19

# I はじめに

## 1 統計法の改正

- 統計法（昭和22年法律第18号）が平成19年5月23日に全部改正、公布され、平成21年4月1日に全面施行された。
- 改正後の統計法（平成19年法律第53号）では、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の向上を図るため、次のような規定等が整備された。
  - ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定める（第4条）
  - ・ 委託に応じた集計による統計の作成等（第34条）
  - ・ 一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工した統計データの作成・提供（第35条、第36条）

## 2 基本計画の策定（閣議決定）

- 政府は、統計法第4条第1項の規定に基づき基本計画を策定し、基本計画は平成21年3月13日に閣議決定された。
- 基本計画においては、「公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」のうち、「社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項」として、「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」が挙げられており、その現状・課題等と取組の方向性が次のように述べられている。

### 第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

##### (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

## ア 現状・課題等

少子高齢化等の進展への対応は、我が国における最重要課題の一つとなっている。とりわけ「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の同時達成の鍵は、就業と結婚や出産・子育てとの二者択一構造の解決にあるとされている。このため、ワークライフバランスにも配慮し、結婚、出産、子育て期の男女、とりわけ女性が就業しつつも、同時に、結婚や出産・子育てをしやすい環境の整備が強く求められている。こうした少子高齢化等の進展への対応の検討を客観的に行うためには、基礎となる統計の整備が不可欠である。

## イ 取組の方向性

このため、男女共同参画の視点を踏まえつつ、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境作りなどに関する実態を的確にとらえる観点から、今後、特に、①配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化に直接関連するデータの大規模標本調査による把握、②就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳細に分析するための適時・正確な関連統計の整備について検討する。

- また、基本計画では、平成21年度からの5年間に講ずべき具体的施策、実施時期等が別表として整理されており、そのうち、縦断調査に関係する部分は次のとおりである。

### 別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

#### 「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

- 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。  
担当府省：厚生労働省  
実施時期：平成21年度中に結論を得る。
- 就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。  
担当府省：総務省、厚生労働省  
実施時期：原則として平成21年中に結論を得る。

### 3 縦断調査の充実に関する検討会の設置

#### (1) 検討会の設置目的

- 基本計画において示された縦断調査において講ずるべき具体的施策を検討し、縦断調査を今後さらに充実・発展させていくため、今般、有識者からなる「縦断調査の充実に関する検討会」を設置した。

#### (2) 検討会における検討事項

- 基本計画において示された縦断調査において講ずるべき具体的施策を検討する。
- なお、具体的施策のうち「新たな標本の追加」については、新規に予算を要求するなどの財政的措置が必要となることから、6月に中間的なとりまとめを行うこととした。